

高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）搬出期限の約束を守る件等の 国会質問主意書答弁書に対する私見

県議会議員 鹿内 博

1、質問主意書提出者及び提出時期と答弁時期

（1）提出者 衆議院議員 山崎 誠 氏（立憲民主党所属）

（2）時 期 ①1回目 2025年 8月 1日提出
2025年 8月15日答弁
②2回目 2025年12月 4日提出
2025年12月16日答弁

2、私見

（1）キーワードは「約束を守らせる」

（2）「搬出期限を守る第一義的責任は国にある」「最終処分計画の策定時期」「最終処分場開始までの調査、建設で30年程度の見直しが必要」「最終処分場以外への搬出の検討が必要」「福島原発事故除染土搬出の法律同様の立法措置が必要」等についての答弁内容は、1回目とほぼ同様に「質問の主旨に答えていない、ゼロ回答」であったのは極めて残念である。（詳細は後述）

（3）そのような中で「最終処分場開始について政府として目指している時期」について、1回目の答弁書は答えていなかったのが、2回目の答弁書では「最終処分計画で、平成40年代後半目途を示している」と初めて明言されたのは重要である。（問三の3）
（平成40年代後半は、2033年から2040年までと解釈）

（4）これは、搬出期限の2045年4月25日までに最終処分場が開始できなことを政府が認めたと言える。

（5）従って、最終処分場以外への搬出の具体的検討を国、電気事業連合会、日本原燃（株）及び県に求める必要がある。

なお、電事連が2023年8月の核燃料サイクル協議会の時から、具体的対策を検討しているにもかかわらず、その内容を公表せず、かつ国及び県が公表を求めないのは、異状で早急に公表すべきである。

（6）「最終処分計画の策定時期」について答弁書は「適切な時期に改定する」とし「どのような環境、条件か」については「一概にお答えするのは困難」との内容で、処分計画

の策定を法で5年に一度の義務づけているにも関わらず、平成20年（2008年）以降、策定していないのは政府の怠慢である（問三の2）

(7)「30年程度の見直し」について、答弁書は「最終処分の実施主体である機構が、平成11年（1999年）3月23日に総合エネルギー調査会原子力部会（当時）がとりまとめた「高レベル放射性廃棄物処分事業のあり方における処分スケジュールに基づき諸外国の状況なども参考にしつつ、あくまで目安として示している期間を根拠としており、見直しが必要な性格のものでない。

なお、実際に必要となる期間は技術の進展、個々の調査地点における安全審査、地域の合意形成の在り方などの状況で変わり得る」との内容である。これまで処分地選定の説明会等で「30年程度」と説明してきたのは全く根拠のない期間を説明してきたことになり、政府の説明は信頼、信用できず、処分場選定に国民の理解、協力は得られず、処分場開始時期は全く不透明である。

（問三4，5）

(8)「処分場以外への搬出の検討」について、答弁書は「1回目答弁書にある」とし、答弁がない。1回目の答弁では（問三の③の後段及び問④の③）「ガラス固化体の搬出については、ガラス固化体の発生者としての基本的な責任を有する電気事業者がその責任を負うもので、政府は日本原燃（株）及び電気事業者に対し、協定書を遵守するよう指導する」との内容である。

政府の責任は「指導」で、果たしていることにならず、まして最終処分場開始時期が2045年4月に間に合わないことが明確になったことから「処分場以外への搬出」を国が主導して電気事業者と検討すべきである。（問三の6）

(9)「福島原発事故同様の立法措置」について答弁書は「ガラス固化体発生者としての基本的な責任を有する電気事業者が行うもので、政府として「搬出期限等」を定める法律案を国会に提出する考えはない。

福島原発事故関係法律については、総合的に判断した結果、政府として関係法律を国会に提出し、可決された。との内容で、全く説明力がない。

福島原発事故発生の第一義的責任が、東京電力（株）にありながら、政府が法律を国会に提出していることを踏まえれば、ガラス固化体の搬出も、国策として進められてきた核燃料サイクル政策の一貫として政府が責任を果たすのは当然だ。（問四）

(10)「搬出期限の約束を守る第一義的責任が政府にある」に対する答弁書は「第1回質問一及び二で述べたとおり、安全協定において、管理期間を30年から50年間とし、管理期間終了時点で、それぞれのガラス固化体を、ガラス固化体の発生者として基本的な責任を有する電気事業者10社が搬出の責任を負うもので、政府としては日本原燃（株）及び電気事業者に対し、協定書の内容を遵守するよう指導する」との内容は質問

に答えていない。

質問の主旨は、1回目の答弁書で「平成6年（1994年）11月19日付科技庁長官から青森県知事に対する回答文書に「最終処分に関し国が責任を負う」及び平成6年（1994年）11月15日付日本原燃（株）から青森県知事に対する回答文書で「国の方針に則り管理期間を30年間から50年間としている」の文言を踏まえれば、第一義的責任が国にあると考えるがどうか」に答えていないので再度質問したものである。

「国の方針に則り」の文言は平成6年（1994年）11月18日付各電力会社から青森県知事に対する回答文書にも明記されているように、管理期間を30年間から50年間としたのは国が昭和62年（1987年）及び平成6年（1994年）の原子力長計で「30年間から50年間程度冷却のため貯蔵し、その後地層に処分する」とし、「最終処分に国が責任を負う」と明記したからで、この期間を定めた責任は国にある。

従って、搬出期限遵守の第一義的責任が国にあり、これに触れることを政府は意図的に避けていることから今後も政府の責任を追及する必要がある。

むつ中間貯蔵施設（リサイクル燃料貯蔵）使用済核燃料搬入・搬出 及び六ヶ所再処理工場に関する国会質問主意書答弁書等に対する私見

県議会議員 鹿内 博

1、質問主意書提出者及び提出時期と答弁時期

(1) 提出者 衆議院議員 山崎 誠 氏 (立憲民主党所属)

(2) 時 期 2025年12月 4日提出
2025年12月16日答弁

2、私見

(1) キーワードは約束を守ろうとしない国と事業者に原子力事業の資格なし。

(2) 東京電力(株)と日本原電(株)は、昨年12月19日に県とむつ市に「事業者間連携」と称して、両電力会社以外の原発からむつ中間貯蔵施設に使用済核燃料を搬入、貯蔵する(実質、共同利用)ことを検討すると表明した。

これは、平成17年(2005年)5月の県議会全員協議会で東京電力(株)社長が約束し、又前年2月に東京電力(株)が県とむつ市に提出した「リサイクル燃料備蓄センター概要」及び同概要を前提とした協定書に反することから、これまでの約束を守ろうとしない事業者と国は信頼できない。

(2020年12月に国と電気事業連合会が共同利用を県とむつ市に説明)

(3) 国及び東京電力(株)は、平成17年(2005年)当時は、むつ中間貯蔵施設からの搬出先は「第二再処理工場である」と説明してきたにもかかわらず、「六ヶ所再処理工場に搬出する」と変更したことも約束違反である。

(4) 20年前の約束を守ろうとしない国及び事業者が、40年から80年後に六ヶ所再処理工場に搬出し、再処理するとの計画が実現される保証はない。

(5) 大半の質問に「政府としてお答えする、判断する立場にない」との答弁は、国策に対する責任放棄で容認できない。(問二の1、2・問二の3及び問三・問二の4・問四・問五・問七・問八の1、2)詳細は後述

(6) 政府が計画策定を指導したことから計画の内容について「不安、不信、疑念が高まり、政府として計画の妥当性、確実性の検証の必要性」を求めた。

答弁書は、「不安、不信、疑念が高まったとの県、むつ市からの認識は示されていない」「計画の妥当性等については、東京電力（株）等が説明すべきで、政府として事業者に対して丁寧な説明を求めていく」との内容で、指導し国策としてすすめてきた政府としては無責任である。

しかも「県とむつ市から不安等の認識がない」としていることは、責任転嫁で、一方で知事が計画の早期策定を求めた経緯を踏まえれば知事が政府の厳しい対応と評価を求め、併せ知事として計画を評価し、県民に説明すべきである。（問一の 1、2）

(7) 「両電力の使用済核燃料発生量は、福島原発事故等により廃炉計画が示されたことから、六ヶ所再処理工場に直接搬入できる量で、中間貯蔵施設は必要ない」「他電力会社のように原発内での貯蔵が経済性も合理的と考えるが」との質問に、答弁書は「使用済核燃料の取扱いは両電力会社が判断すべきで、政府として答える立場にない」との内容である。

これは、中間貯蔵施設を国策として進めてきた国としては無責任で、容認できない。

平成17年（2005年）当時の資源エネルギー庁の資料には、「わが国で年間約900トンの使用済核燃料が発生し、発電量の増加で2010年頃には年間に約1,400トン発生し再処理工場の処理能力を考えると中間貯蔵施設が必要で、2010年頃に役7,700トンの中間貯蔵施設が必要」と宣伝している。

この前提が、福島原発事故によって激変したことから、福島原発事故を踏まえて政策を見直すべきである。

高レベルガラス固化体の処分政策は見直したとの答弁書を考慮すれば、中間貯蔵施設政策を見直さない政府の責任は重大である。

更に、今日の物価高騰の主要因の一つは、電気料金でその引き下げは政府の重要課題である。

併せて福島原発事故対策で東京電力（株）を国民の負担で政府が支援していることを考えれば、可能な限り経済的に負担の少ない政策を進めるのが、政府の責任であり、原子力政策もよりコストの低い政策を選択すべきである。（問二の 1、2）

(8) 「原発の老朽化と原発の最長運転可能年数を考慮すれば、両電力会社の既存の原発運転可能時期は2060年頃で、それ以降の原発運転計画が存在せず、中長期計画でむつ中間貯蔵施設から搬出される担保にならない」「プルトニウム利用が進まなければ、再処理されず、六ヶ所再処理工場で長期貯蔵されることになることから2030年以降から2090年代初頭までの両電力会社のプルトニウム利用計画を示すべき」との質問に、答弁書は「六ヶ所再処理工場への搬入、搬出計画は、リサイクル燃料貯蔵等が策定したもので、政府として答える立場にない」との内容である。

計画で示された内容が妥当か否かを政府として検証すべきで、検証しないのは計画の内容と根拠が検証に耐えられないもので、中間貯蔵施設の必要性及びむつ中間貯蔵施設からの搬出の担保が示されていないことは明白である。（問二の 3及び問三）

(9)「東京電力(株)のプルトニウム保有量は約13、5トン(2025年8月)で、使用済核燃料貯蔵量は7,940トン(2025年6月)であるが、同社のプルサーマル計画は策定されず、同計画を進めることができない会社が、70年80年先のプルサーマル計画を確実に進めることに懸念と不安を持っている国民、県民が多い。

政府として、同社にプルサーマル計画の公表を求め、その実施を見極めた上で中間貯蔵施設操業可否を判断すべき」との質問に、答弁書は「現行法に、使用済核燃料の貯蔵に関する事業に係る許認可について電力会社のプルサーマルに実施状況を踏まえて判断するとはされていないことから、「操業可否」について、プルサーマルの実施状況に基づいて判断する立場にない」との内容である。

詭弁と言わざるを得ない答弁だ。

東京電力(株)はプルトニウムと使用済核燃料の我が国最大の保有会社でありながら、電力会社で唯一長年にわたってプルトニウム利用計画を策定していない。

更に原発の老朽化と廃炉計画を考慮すれば、プルトニウムが確実に2090年代初頭以降も利用されるとの保証がない。

それは、再処理されず、使用済核燃料が六ヶ所再処理工場か、あるいはむつ中間貯蔵施設に長期貯蔵され、核のゴミ化する可能性が高いことを示し、決して容認できない。

(10)「資源エネルギー庁は去る11月12日に開催された、県原子力エネルギー対策県民会議に出席し、中長期計画について「福島の使用済核燃料について福島県外への搬出計画が初めて具体化と記述された資料を説明している」政府としてむつ中間貯蔵施設に搬出することを認め、推進する考えなのか」との質問に、答弁書は「搬出先については東京電力において判断されるべきであり、政府として答える立場にない」との内容である。

このことは、中長期計画の内容の妥当性、正確性についての検証や見解を避けていながら(問一の2)県民会議で福島からの搬入を紹介するのは矛盾している。

他の中長期計画の重要な内容についても記述、紹介し、政府の見解を示すべきである。国と事業者に都合の良い部分を県民会議資料に記述しているのは、既成事実化しようとの意図を感じ看護できない。(問五)

(11)「六ヶ所再処理工場の長期安定性、安全性の確保」に対し、答弁書「メンテナンス技術の高度化、サプライチェーン・技術の維持など、中長期での取り組みが必要な項目について、官民で対応を進める」との内容である。

政府としての具体的な取組が示されず、同工場の2090年代以降までの長期的安定性、安全性が保証されているとは言えない。

2026年度末予定の同工場竣工と本格操業の口実のために、中間貯蔵施設からの搬出先として、同工場を決定したと指摘せざるを得ない。(問六)

(12)「再処理工場から発生する回収ウランの保有量及び活用方法」に関して、答弁書には

「回収ウランは電気事業者が保有するもので活用方法、スケジュールは当該電気事業者が判断すべきで、政府として答える立場にない」との内容である。

回収ウランが活用されなければ、核のゴミ化となるもので、再処理工場の本格操業によって、回収ウランも活用されずに六ヶ所再処理工場に増え続けることが予想されることから、核燃料サイクル政策を進めている政府の責任で対応すべきである。(問七)

- (13) 使用済 MOX 燃料をむつ中間貯蔵施設に搬入しないことを両電力会社は、県とむつ市に約束していることから政府としても確認すべき」との質問に、答弁書は「東京電力(株)等が今後発生させる使用済 MOX 燃料の扱いに係る方針等は、東京電力(株)等において判断すべきであり政府として答える立場にない」である。

両電力会社が県に約束した平成17年(2005年)5月の県議会全員協議会には、国も出席し、この約束を承知していることから、少なくとも政府として「両電力会社に約束を守るよう指導する」等内容の答弁であるべきだ。

使用済 MOX 燃料の六ヶ所再処理工場での再処理問題と関連することから看護できない。

政府として核燃料サイクル政策を進める立場から、回収ウランの活用と同様に使用済 MOX 燃料の貯蔵、再処理も責任をもって対応すべきである。(問八の1、2)

- (14) 「六ヶ所再処理工場での使用済 MOX 燃料再処理の決定時期等」に、答弁書は「2030 年代後半目途に技術を確認すべく研究開発を進め」「研究開発の成果を同工場に適用する場合を想定し、検討に必要なデータの充実化を進め」「現時点で再処理施設を具体的に決定できる段階にない」との内容は、同工場を否定した内容でなく不安、不信が募る。

むつ中間貯蔵施設からの搬出先を六ヶ所再処理工場と決定する際も、初めは「想定」との説明し、後で「決定」となったことから、同工場での使用済 MOX 燃料再処理想定は容認できない。(問八の3)

- (15) 「既に大量のプルトニウムが保有され、原発の老朽化により(プルトニウムは余剰になり)再処理されない使用済核燃料が大量に発生することから、緊急避難的な中間貯蔵政策でなく、全量再処理政策の見直しが必要」に、答弁書は「全量再処理政策の意味するところが必ずしも明らかでない。

政府としては、エネルギー基本計画に記載したとおり、資源の有効利用等の観点から、使用済燃料を再処理し回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を一貫して基本的方針としている」との内容である。

核燃料サイクルの個々の政策、原発の安全性、再処理、プルトニウム利用、MOX 燃料再処理、核のゴミ処分地、中間貯蔵等が既に破綻しサイクルにならない。

問題の先送りは、全ての負の遺産が青森県の次世代を担う子どもや若者たちに押し付けられることになり、中止すべきである。(問九)